天津地域振興協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は「天津地域振興協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、天津地域の住民自治組織として設置し、民主的な運営のもとに、地域の 連帯と活性化を図り、住民一人ひとりが将来とも安心して活き活きと暮らせる住民参画の 地域づくりを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、ふるさと交流センター(南部町福成1452番地1)施設内に置く。

第2章 組織

(会員)

- 第4条 協議会の会員は、集落会員及び特別会員とする。
- 2 天津地域振興区の住民は集落会員とする。
- 3 次に掲げる者で、協議会の趣旨に賛同し協議会が認めたものは特別会員とする。 地域外に 居住し地域内に親族が居住する者並びに地域内に家屋敷、農地、山林 等を所有又は管理する者
- (2) 地域内の法人及び地域外から同法人等に勤務する者
- (3) Uターン及び I ターンを志向するふるさと会員

(事業)

- 第5条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 生活安全の確保
 - (2) 生活基盤の確立
 - (3) 住民の健康及び福祉の向上
 - (4) 住環境の美化活動
 - (5) 産業振興及び特産物の開発
 - (6) 地域開発の推進
 - (7) 青少年の健全育成
 - (8) スポーツ及び生涯学習の推進
 - (9)郷土文化及び芸能の保存並びにその伝承
 - (10) その他第2条に定める目的達成に関すること
- 2 協議会は非宗教及び非政治の事業を行う。

(活動部)

- 第6条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の部を設ける。
 - (1) 総務企画部
 - (2) 体育部
 - (3) 文化部
 - (4) 地域づくり部
 - (5) ふれあい部

(役員及び役職員)

第7条 協議会に次の役員及び役職員を置くこととし、役員とは会長、副会長、部長、副部長を 言う。

- (1) 会 長 1名
- (2)副会長 1名
- (3) 部 長 各部1名
- (4) 副部長 各部若干名
- (5)部 員 各部若干名
- (6) 監事 2名
- (7) 事務局員 若干名

(役員等の選出及び任命)

- 第8条 会長及び副会長並びに事務局員は協議会が選出し町長に推薦し、町長が任命する協議会 の会長、副会長及び事務局員をもって充てる。
- 2 部長、副部長、部員は集落から選出し、監事は協議会で選出し会長が任命する。

(役員等の任務)

- 第9条 会長は協議会を代表し、会務の統括を行う。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき又は、会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 部長は、部を代表し部活動を推進する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときは部長の職務を代行する。
- 5 部員は、部活動を推進する。
- 6 監事は、協議会の会計及び業務の執行状況を監査し、評議会において報告する。
- 7 事務局員は、会長から委任された業務を遂行する。

(役員等の任期)

- 第10条 会長及び副会長の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 2 監事、部長、副部長の任期は2年とし、事務局員の任期は1年として再任を妨げない。
- 3 部員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 国、県、町等から任命をされた職により役職員とされた者にあっては当該任期とする。
- 5 任期の中途において役員が交代したときは、交代した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 協議会に顧問を置くことができる。

(役員会及び部会)

- 第12条 協議会に役員会及び部会を置く。
- 2 役員会は、会長、副会長、部長、副部長、及び事務局員等で構成し、必要に応じ会長が召集する。
- 3 部会は、部長、副部長及び部員等で構成し、必要に応じ部長が召集する。

第3章 評議会

(評議会の設置及び開催)

第13条 協議会の意思決議機関として評議会を置き、会長は毎年1回評議会を召集しなければ ならない。また、必要に応じ臨時の評議会を開催することができる。

(評議員及び評議会)

第14条 評議員は集落の区長とし、評議会を構成する。ただし、区長が地域振興協議会の役職 (会長、副会長、監事、顧問、部長、副部長、又は事務局員)を兼ねる場合は、協議会の 役職が優先するため、区長に代わる評議員を該当集落より選出しなければならない。 (評議会議長及び副議長)

- 第15条 評議会には、評議会を代表する評議会議長及び副議長を置く。
- 2 評議会議長及び副議長は、評議員の互選により選出する。

(評議会の責務)

第16条 評議会は、第2条の目的達成するための重要性を認識し、その運営が地域住民の意思を反映して適切に行われるよう審議しなければならない。

(評議会の議決事項)

- 第17条 次の事項は、評議会の議決を経なければならない。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 経費の賦課及び徴収方法
 - (5) 財産の取得及び処分
 - (6) 地域づくり計画の承認
 - (7) その他協議会の運営に必要な重要事項

(評議会の議決方法)

第18条 評議会は評議員の3分の2以上の出席により開催し、議事は出席委員の2分の1以上の賛成で決定する。この場合において委任状が提出されたときは、これを出席とみなす。

第4章 区長連絡会

(区長連絡会の設置及び開催)

第19条 行政や振興協議会との連絡調整及び集落区長間の意見交換の場として区長連絡会を 設置し、必要に応じ会を開催する。

第5章 会計

(経費)

第20条 協議会の活動経費は、町助成金及び負担金並びにその他の収入をもってこれに充てる。

(基金)

- 第21条 協議会で特別な事業を行うために、基金を設けることができる。
- 2 基金の運用その他基金に関し必要な事項は、別に定める。

(会計年度)

第22条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 その他

(その他)

第23条 この規約の施行についてその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この規約は、平成19年7月7日から施行する。
- この規約は、平成20年4月23日から施行する。
- この規約は、平成22年3月29日から施行する。
- この規約は、平成24年1月28日から施行する。
- この規約は、平成27年5月18日から施行する。